

○農林水産省告示第七百六十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号（南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成十九年六月七日

農林水産大臣 赤城 徳彦

一の(一)中「スイートオレンジ」を「スイートオレンジ」に、並びにグレープフルーツを「グレープフルーツ並びにクレメンティン」に改め、同(二)中「スイートオレンジ並びにグレープフルーツ」を「スイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティン」に改める。

三の(二)の(ア)中「チチユウカイミバエ」を「チチユウカイミバエ」に改める。

五の(一)中「零下〇・六度」を「摂氏零下〇・六度」に改め、「十二日間」の下に「(クレメンティンにあつては、十四日間)」を加える。

六の(二)中「南アフリカ植物防疫機関」を「南アフリカ共和国植物防疫機関」に改める。
七中「チチユウカイミバエ」を「チチユウカイミバエ」に改める。